豊橋河川事務所コンプライアンス出前講習会



豊橋河川事務所は、2月1日(木)に、事務所職員を対象としたコンプライアンス出前講習会を 開催しました。

中部地方整備局で法令遵守の指導、適正な業務遂行の確保等を担務とする適正業務管理官を講師として、午前・午後の2回にわたり、事務所長以下職員54名が受講しました。

【日時】平成30年2月1日(木) 10:45~12:00、13:30~14:15

【場所】豊橋河川事務所 会議室

【主な内容】 倫理規程で定めている、利害関係者との間で行ってはいけないこと、違反行為に関する懲戒処分、違反行為に至ってしまった事案、発注者綱紀保持規程に定めている、事業者等との応接ルールなどの説明がありました。受講した職員は、国家公務員倫理規程等の法令違反には該当しなくても、国民の疑惑や不信を招くような行為は慎むべきこと、不正行為は必ず発覚するものであること、不祥事は自分自身はもちろん家族も不幸にし、また組織の信頼も大きく損なわれてしまうことなど、コンプライアンスへの理解を深めました。





講師:中部地方整備局 適正業務管理官

倫理行動規準(要旨)

国家公務員倫理規程

(平成12年政令第101号)

- ●第1条において、倫理行動規準を規定
 - ①国民全体の奉仕者であることを自覚し、差別的取扱いをせず、常に公正な 職務の執行に当たること
 - ②常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私的利益のために用いないこと
 - ③権限の行使に当たっては、国民の疑惑や不信を招くような行為をしないこと
 - ④職務の執行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて取り 組むこと
- ⑤勤務時間外でも、常に公務の信用を念頭に置いて行動すること